



## 教育を受ける権利と教育権

最高戒召口上一三五月二二日下卷行

最高裁昭和五年五月二二日大法廷判決（昭和四三年九月第一六一四号建造物侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件）

(刑集三〇卷五号六一五頁、判時八一四号三三頁)

〔事実の概要〕

別冊ジュリス

文部省の指示に基づいて行われた全国学力テスト（学テ）に対する反対運動の一環をなすものである。被告人四名は、昭和三六年一〇月二六日に旭川市立永山中学校で実施された全国中学校一斉学力調査に対し、実力阻止行動に赴き、建造物侵入罪、共同暴行罪および公務執行妨害罪で起訴された。第一審判決および第二審判決（旭川地判昭和四一・五・二五判時四五三号一六頁、札幌高判昭和四三・六・二六判時五二四号二四頁）は、本件学テ実施には甚だ重大な違法があり、よって公務執行妨害罪は成立しないとした（他罪との関係では有罪とした）。

これに対し、最高裁は、学テは適法であると判断するとともに、本稿の標題に関わる一般論につき、以下のように述べた。

(一) 「わが國の内容を決定する」を見る見解がある。極端なつとも全面的に、もともと市民としての学習を完成、実現する固有の権利から學習する権利をもつて、その學習の自己に施すとする権利をもつて、教育内容についての出されない。

四の法制上子どもの教育の権能が誰に帰属するところについては、「一つの極端に對する一方的であり、そのいすれ採用することはできない」。六条の規定の背後には、一個人間として、また、成長、発達し、自己の人物現するために必要な学習を有利を有すること、特に、みることのできない子どもたちの要求を充足するための教育をすることを大人一般に対してもうかる。しかし、このこと谷決定権の帰属をめぐる問題の結論は、当然には導

範囲における教授の自由が保障されることは、……普通教育においては、児童生徒間に……〔教授内容を批判する〕能力がなく、教師が児童生徒に対して強い影響力、支配力を有することを考え、また、……子どもの側に学校や教師を選択する余地が乏しく、教育の機会均等をはかる上からも全国的に一定の水準を確保すべき強い要請があること等に思いをいたすときは、普通教育における教師に完全な教授の自由を認めることは、とうてい許されない。

(四) (1) 「憲法の次元における……〔教育内容決定権帰属の〕問題の解釈としては……〔子どもの教育に关心をもつ〕関係者らのそれぞれの主張によつて立つ憲法上の根拠に照らして各主張の妥当すべき範囲を画するのが、最も合理的な解釈といるべきである。」  
(2) 「まず親は、……子女の教育の自

どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有する」。

(4) 「もとより、……教育に……政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する……国家的介入についてはできるだけ抑制的であることことが要請されるし、……子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法二六条、一三条の規定上からも許されない」。

〈解説〉

一 教育内容決定権（教育権）の所在をめぐつては、従来から、「國家の教育権」説と「国民の教育権」説とが対立してきました。前説によれば、国家（政府）は、主権

## 解説

容決定権（教育権）の所在を  
從来から、「國家の教育権」  
「教育権」説とが対立してき  
れば、國家（政府）は、主權  
に対する社会公共の利益と関  
係なく、必要かつ相当と認め  
おいて、教育内容について  
する権能を有する」。  
より、……教育に……政治  
入り込む危険があることを  
、教育内容に対する……国  
いてはできるだけ抑制的で  
請されるし、……子どもが  
の人格として成長すること  
な国家的介入、例えば、誤  
方的な観念を子どもに植え  
内容の教育を施すことを強  
ことは、憲法二六条、一三  
らも許されない」。

## 別冊リスト

301 教育を受ける権利と教育権

の捉え方に關しては、一回目の教育権説の立場に立つ学者の間でも、概して、判決を自説にかなり好意的なものとして評価する立場（兼子仁など）と、判決の本質は「國家の教育権」説であるとして厳しく批判する立場（有倉遼吉など）とに意見が分かれた（なお、文部省側は、判決をもって「國家の教育権」を承認したものとして捉えた）。

また、判決の特徴をなすのは、各々の教育関係者の教育権能の範囲を画定する

いうアプローチを採つたこと（判旨四照）であるが、それに基本的に従う見方は、最近の憲法學界では有力になつた。奥平康弘、佐藤幸治、中村謙男など。学説上、「国民の教育権」か「國家の教育権」かが、二つある。二つとも、この点に関わつては、その後、伝習館高校事件および第一次永教科書事件についての各最高裁判判例（本書II 143事件およびI 95事件）ならびに（本書II 143事件およびI 95事件）によって、いわば受け継がれた。ただ、前二者の判決に関しては（本判決へとどまつて）、本判決の「教育権」のかなり好意的な評価を前提にして、本判決を後退させたと位置づけられる傾向も見受けられる。

## 二 憲法二六条の「教育を受ける権利」

については、かつての憲法學説は、教育の機会均等の経済的保障を示すものとの學習権の理念の提倡とともに、この二点は、反省を迫られるようになつた。學習権は、前述の杉本判決によつて高らかに宣言され、その後、学界でも次第に認められるようになつたが、それは、まさに、本判決の認めるところとなつたのである。學習権は、元来、国民の教育の一要素ないしそれを根拠づけるものとして捉えられる傾向にあつたが、前述

高津判決にあつては、学習権説と「国家の教育権」説との結びつきの可能性が示唆され、さらに、本判決(判旨(後段))において、学習権説は教育権の所在についての特定の見解をただちに帰結されるものではないとされたのである(なお、学習権については、本書I-39事件の解説をもみよ)。

三 普通教育における教師に対し教授の自由は憲法上保障されるか。この点につき、かつての憲法学説は否認する傾向につき、かつての憲法学説は否認する傾向六条もしくは「憲法的自由」を根拠に問題を積極的に解する説の方が、より有力になつていて(裁判例としては、前述の杉本判決が肯定説をとつていて)。本判決(判旨(三))は、やや不明確ながら、普通教育における教師の教授の自由は一定範囲にわいて憲法二三条により保障される、とする立場をとっている。これは、大学における教授の自由についてさえ憲法上の保障を語ることを躊躇したポロ事件最裁判決(本書I-91事件)よりも、相当進んだ内容のものとなつていて。

四 本判決のうち判旨(二)～四においては、純然たる憲法論が展開されているといえる(ただ、判旨(四)の語る「親の教育の自由」や「私学教育における自由」については、根拠条文が明示されていない)。これは、教育基本法一〇条一項の禁ずる、教育にする「不当な支配」とは何か(また、実施はそれに当たるか)、という問題を解するための背景ないし前提としての意をもつものであった。そして、教基法

(3)を受けた形で、「許容される目的のために必要かつ合理的と認められるそれが行政権力の介入」は、たとえ教育の内容及び方法に関するものであつても、必ずしも同条の禁止するところではない」と判示していた。

公権力に対し憲法上禁止される教育内容への介入の範囲と教基法上禁じられるそれは、同じであるかという点については、本判決においても学説上も十分には検討されていないが、その点はさておき、本判決に対する評価は、何よりも、かかる範囲につき判決が具体的にどのように考へていたか、という視点からなさるべきであろう。

五 なお、本判決は、基本的には検察側の上告に基づくものであり、そこで憲法判断は、上告人が違憲の主張をしていないにもかかわらず、なされたものであつた。その意味で、本件は、憲法判例の形成過程において異例のものといえる。

（参考文献）

平原春好「教育権と教育を受ける権利」本百選 II（第2版）、兼子仁「教育を受ける権利と教育権」教育百科全書（第三版）、森田明「国による教育内容統制の限界と教育権」憲法の基本判例吉田善明「教育権」大須賀明ほか編・憲法判例の研究、およびそれらの中で引用された文献のほかに、内野正幸「教育の権利と自由」（有斐閣、一九四〇年）二二頁以下

〈参考文献〉

憲法上禁止される教育内  
容と教基法上禁じられる  
ものであるかという点につい  
て評価は、「何よりも、  
つき判決が具体的にどのよ  
うな視点からなさ  
う。」  
本判決は、基本的には検察  
官のものであり、そこでの  
上告人が違憲の主張をして  
かわらず、なされたもので  
いて異例のものといえる。

(内野正幸  
うちのまさゆき)

筑波大学  
教授

## 自由——伝習館高校事件

最高裁平成二年一月一八日第一小法廷判決  
(昭和五九年行)第四六号行政処分取消請求事件  
(民集四四卷一号一頁、判時一三三七号三頁)

学習指導要領の拘束力と教育の自由

### 別冊リスト

### 別冊リスト

### VII 社会権

Y(福岡県教育委員会)は、一九七〇年六月、県立伝習館高校の社会科担当教諭X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>の三名を、地公法二九一条各号に該当する事実があるとして、それぞれ懲戒免職処分にした。同処分の主な理由は、①担当科目の授業で、所定の教科書を使用せず、②高校学習指導要領に定められた当該科目の目標・内容を逸脱した指導を行い、③生徒の成績評価に閑して、所定の考査を実施せず、一律の評価を行つたことであり、これらの行為が職務上の義務に違反するというものであつた。そこで、X<sub>1</sub>らは、教師には教科書使用義務はなく、また、学習指導要領は何ら法的拘束力を有しないから、懲戒処分は違法であるとして、その取消しを求める訴えを提起した。

第一審(福岡地判昭和五三・七・二八判時九〇〇号三頁)、原審(福岡高判昭和五八・一・二四判時一〇一号三頁)とともに、X<sub>1</sub>に対する処分は適法であるとしたが、X<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>については、懲戒権者の裁量権の逸脱があるとして、懲戒処分を取り消した。これに対し、敗訴したYが上告したのが本件であり、最高裁は一、二審の判断を

覆した。なお、一審で結論が分かれたため、X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>の事件は控訴審からは分離され、X<sub>1</sub>が上告した別件は、最高裁判例集に登載されていないが、本件と同日付で、上告棄却の判決が言い渡されている(判時一三三七号四頁)。そして、本件判決は、指導要領が「法規としての性質」を有するとした原審の判断を是認する別件判決の立場を前提としていることに注意する必要がある。

覆した。なお、一審で結論が分かれたため、X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>の事件は控訴審からは分離され、X<sub>1</sub>が上告した別件は、最高裁判例集に登載されていないが、本件と同日付で、上告棄却の判決が言い渡されている(判時一三三七号四頁)。そして、本件判決は、指導要領が「法規としての性質」を有するとした原審の判断を是認する別件判決の立場を前提としていることに注意する必要がある。

覆した。なお、一審で結論が分かれたため、X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>の事件は控訴審からは分離され、X<sub>1</sub>が上告した別件は、最高裁判例集に登載されていないが、本件と同日付で、上告棄却の判決が言い渡されている(判時一三三七号四頁)。そして、本件判決は、指導要領が「法規としての性質」を有するとした原審の判断を是認する別件判決の立場を前提としていることに注意する必要がある。

### 解説

本件は、教師の日常的な教育活動を対象とした懲戒処分の違法性が初めて裁判によって定立される基準事項について

国には、「教育の一一定水準を維持しつつ、高等学校教育の目的達成に資するた

めに、高等学校教育の内容及び方法につ

いて遵守すべき基準を定立する必要があ

り、特に法規によつてそのような基準が

定立されている事柄については、教育の

具体的な内容及び方法につき高等学校の教

師に認められるべき裁量にもおのずから

「懲戒事由に該当するX<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>の前記各

行為は、高等学校における教育活動の中

で枢要な部分を占める日常の教科の授

業、考査ないし生徒の成績評価にもおのずから

行われたものであるところ、教育の具体

で、教育内容の決定権があると述べてい

る。そして、国が指導要領の中で普通教

育の基準を設定する場合には、「目的的

的なそれにとどめられるべき」であると

して、当時の中学校指導要領を「全体と

してみた場合、教育政策上の当否はとも

かくとして、少なくとも法的見地から

は、上記目的のために必要かつ合理的な

性質に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

一 学習指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

二 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

三 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

四 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

五 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

六 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

七 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

八 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

九 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

十 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

十一 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

十二 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

十三 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

十四 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

十五 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

十六 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

十七 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

十八 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

十九 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

二十 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

二十一 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

二十二 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

二十三 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

二十四 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

二十五 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

二十六 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

二十七 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

二十八 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

二十九 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

三十 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

三十一 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内

容に対する介入の許容範囲・限界の問題

について、考察してみよう。

三十二 指導要領の法的拘束力の有無を検討し、次

いで、教師の教育の自由と国家の教育内